

○国土交通省告示第二百九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の四の四の規定に基づき、国土交通大臣が定める給湯設備を次のように定める。

令和五年三月二十二日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

建築基準法施行規則第十条の四の四の国土交通大臣が定める給湯設備を定める件

建築基準法施行規則第十条の四の四に規定する国土交通大臣が定める給湯設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電気ヒートポンプ給湯機
- 二 潜熱回収型給湯機
- 三 ハイブリッド給湯機
- 四 給湯の機能を有する燃料電池設備
- 五 給湯の機能を有するコージェネレーション設備

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。